

さらに詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い) 拋出型企業年金保険 〔個人年金保険料控除 (税制適格型)〕

半年払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取プラン			
			10年確定年金 基本年金月額 (円)		15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (円)	
1	200,000	197,000	1,700	800	1,700	800
2	400,000	396,100	3,400	1,600	3,400	1,600
3	600,000	597,200	5,200	2,400	5,200	2,400
4	800,000	800,600	7,000	3,200	7,000	3,200
5	1,000,000	1,006,100	8,800	4,000	8,800	4,000
6	1,200,000	1,213,800	10,600	4,900	10,600	4,900
7	1,400,000	1,423,700	12,400	5,700	12,400	5,700
8	1,600,000	1,635,900	14,300	6,600	14,300	6,600
9	1,800,000	1,850,400	16,200	7,500	16,200	7,500
10	2,000,000	2,067,300	18,100	8,300	18,100	8,300
15	3,000,000	3,187,300	27,900	12,900	27,900	12,900
20	4,000,000	4,369,900	38,300	17,700	38,300	17,700
25	5,000,000	5,618,700	49,200	22,800	49,200	22,800
30	6,000,000	6,938,300	60,800	28,100	60,800	28,100
35	7,000,000	8,333,200	73,000	33,800	73,000	33,800
40	8,000,000	9,807,600	86,000	39,800	86,000	39,800

！ <当パンフレットに記載の給付額について>
当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。(既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。)

ご注意 以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入者数が月払9,243口、半年払2,818口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(平成28年9月20日現在)、および引受割合(平成28年9月20日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における平成28年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
- 年度途中(平成29年7月1日～平成29年12月31日)で脱退された場合、その年の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、1月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(7月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

保険料の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、月払5口・半年払5口を最低残すものとします。

<別表>
①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- 年金受取開始までの保険料払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。
- 年金受取開始までの保険料払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。

※当税制適格積立年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当税制適格積立年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当税制適格積立年金プランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

以下の年金・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝
(基本年金年額＋増加年金年額)－
(基本年金年額×払込保険料累計額÷基本年金受取総額(見込額))

- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝
(一時金額－払込保険料累計額－50万円*)×1/2
*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、平成28年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する株式会社ブリヂストンと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社ブリヂストン(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および子会社、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

「加入申込書」記入要領

月払1口 1,000円(5口以上)、半年払1口 10,000円(5口以上)となっております。

- 加入内容に変更のない方はご提出不要です。
- ご記入にあたって、まずはお手元に、「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- この記入要領を参考に、お手元の「加入申込書」に必要事項をきれいに記入・押印ください。
- あらかじめ印字された申込書をご使用いただく場合は、印字内容が正しかご確認ください。

加入申込書 日本生命保険相互会社 行

申込締切日 平成 29年 4月 14日
 月払加入年月日 平成 29年 7月 1日
 半年払加入年月日 平成 29年 7月 1日

① 申込日 (年 月 日) 29 4 12

② 被保険者番号 (1 2 3 4 5 6) 1 2 3 4 5 6

③ 被保険者氏名 (カタカナで記入ください) セイ メイ プリチス タロウ

④ 性別 年齢 生年月日 (年 月 日) 2 3 5 1 5 5

⑤ 申込印

⑥ 月払申込欄 (加入区分 口数 保険料) 既加入分 5 5,000 今回合計申込分 1 0 1,000

⑦ 半年払申込欄 (加入区分 口数 保険料) 既加入分 0 0 今回合計申込分 1 0 10,000

※当「加入申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

◆記入チェックリスト◆



- ・団体コードをご記入ください。
- ・グループ区分をご記入ください。
- | | |
|-------------|------|
| 従業員 | : 01 |
| 役員・監査役 | : 02 |
| 執行役員・定年再雇用者 | : 03 |
- ・所属コードをご記入ください。

項目	チェック項目	チェック欄
①	この申込書を記入した日をご記入ください。	
②	社員番号を右づめてご記入ください。	
③	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
④	性別・生年月日を数字でご記入ください。	

項目	チェック項目	チェック欄
⑤	必ず申込印を押印ください。(スタンプ印も可)	
⑥	該当する加入区分に○をつけ、口数・保険料を右づめてご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総保険料で、今回増額・減額する口数・保険料ではありません。)	
⑦	該当する加入区分に○をつけ、口数・保険料を右づめてご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総保険料で、今回増額・減額する口数・保険料ではありません。) 半年払のみの加入はできません。	
⑧	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

●女性の方は、こちらをご覧ください。

給付額試算表

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※確定年金以外の給付額は性別により異なります。記載の給付額は女性の場合の金額です。

月払 10口 10,000円、半年払 10口 100,000円加入の場合(性別: 女性 保険料払込期間満了年齢: 60歳)

月払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取プラン	
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (円)
1	120,000	118,500	1,000	400
2	240,000	238,200	2,000	800
3	360,000	359,200	3,100	1,200
4	480,000	481,500	4,200	1,700
5	600,000	605,100	5,300	2,100
6	720,000	730,000	6,400	2,600
7	840,000	856,300	7,500	3,000
8	960,000	983,900	8,600	3,500
9	1,080,000	1,112,900	9,700	3,900
10	1,200,000	1,243,300	10,900	4,400
15	1,800,000	1,917,000	16,800	6,800
20	2,400,000	2,628,200	23,000	9,400
25	3,000,000	3,379,300	29,600	12,100
30	3,600,000	4,173,000	36,500	14,900
35	4,200,000	5,011,900	43,900	17,900
40	4,800,000	5,898,600	51,700	21,100


半年払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取プラン	
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (円)
1	200,000	197,000	1,700	700
2	400,000	396,100	3,400	1,400
3	600,000	597,200	5,200	2,100
4	800,000	800,600	7,000	2,800
5	1,000,000	1,006,100	8,800	3,600
6	1,200,000	1,213,800	10,600	4,300
7	1,400,000	1,423,700	12,400	5,100
8	1,600,000	1,635,900	14,300	5,800
9	1,800,000	1,850,400	16,200	6,600
10	2,000,000	2,067,300	18,100	7,400
15	3,000,000	3,187,300	27,900	11,400
20	4,000,000	4,369,900	38,300	15,600
25	5,000,000	5,618,700	49,200	20,100
30	6,000,000	6,938,300	60,800	24,900
35	7,000,000	8,333,200	73,000	29,900
40	8,000,000	9,807,600	86,000	35,200

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差し引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、7ページの給付額試算表の条件をご確認ください。

[お申込み手続き]

新規加入の方、または加入内容に変更のある方	必要事項を記入・押印のうえ申込書を事務ご担当者様へご提出ください。
新規加入のお申込みをされない方	ご提出不要です。
加入内容に変更のない方	従来 of 加入内容で継続されますのでご提出不要です。
 ご注意	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情について	<団体お問合せ先> 株式会社ブリヂストン 労務部 TEL 03-6836-3121
引受保険会社へのご要望・苦情について	<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924 <small>※お問合せの際には、記号証券番号(970-91554)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日9：00～17：00(祝日・12/31～1/3を除く。)]</small>

[指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス
<http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。